星城大学リハビリテーション研究会規約

第1章 総則

- 第1条 本会の名称は「星城大学リハビリテーション研究会」(以下,本会)と称す.
- 第2条 本会の事務局は、星城大学リハビリテーション学部助手室(愛知県東海市富貴/台2-172)に置(.
- 第3条 本会は,星城大学リハビリテーション学部学生,卒業生,教職員,および星城大学関連職の学術の向上に寄与することを目的とする.
- 第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う.
 - 1. 会員の倫理,知識,技術の向上,発展に関する事業
 - 2. リハビリテーションを通じて、保健・医療・福祉の発展に寄与するための事業
 - 3. リハビリテーションに関する調査・研究
 - 4. 会員の福利,及び相互扶助に関する事業
 - 5. その他,本会の目的達成に必要な事業

第2章 会員及び登録

- 第5条 本会は第1章の目的,趣旨に賛同し,次の各号に該当する者で役員会の承認を得た者を会員とする.
 - 1. 星城大学リハビリテーション学部在学生、卒業生、及びその教育・指導に当たる者
 - 2. 本会への入会を希望する者(団体)で役員会の承認を得た者
- 第6条 本会に入会しようとする個人,及び団体は,次の各号にあげる事項を記載した書面により,登録の手続きをしなければならない.
 - 1. 個人の氏名及び住所
 - 2. 個人の所属施設及び所在地
 - 3. 団体の名称,代表者名及び所在地
- 第7条 原則として,一度登録された会員は,本人からの申し出がない限り継続して更新の扱いを受ける.
- 第8条 会員は別に定める会費を納入しなければならない.

第3章 機関

第1節 総則

第9条 本会の運営に関する事項は、役員会で決議し、決定する最高機関として会員総会を置く、

第10条 本会の運営にあたる役員は次の通りとする.

- 1.世話人代表 2名(各専攻代表者1名)
- 2.世話人 若干名(各専攻,各学年幹事を含む)
- 3.事務局員 若干名
- 4. 監事 2 名
- 5.相談役 1名

第11条 役員の選任は会員の互選とする.

第12条 世話人代表,世話人および監事は,会員の中から総会において選出する.

2.世話人及び監事は,相互に兼ねることができない.

第13条 役員の任期は2年とする.但し,再任を妨げない.

第14条 役員は,次の各号のいずれかに該当するときは,役員の現在数の3分の2以上の議決により解任することができる.

- 1. 心身の故障により職務の遂行に耐えられないと認めたとき.
- 2. 職務上の業務違反、その他役員たるにふさわしくない行為があると認められたとき、

第2節 職務

第15条 世話人代表は,本会の業務を統括し,本会を代表する.

第16条 世話人は,世話人代表を補佐し,世話人代表が欠けたときは予め世話人代表の定める順序によってその職務を代行する.

第17条 本会の業務執行は世話人会の議により、世話人代表がこれを行う.

第18条 世話人会は世話人代表が召集する.

第19条 世話人会は役員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない、

2. 委任状の議決権の行使は、これを妨げない、この場合委任状提出者は出席とみなす、

第20条 世話人会の議事は出席役員の過半数でこれを決し、可否同数の時は、議長の決するところによる、

第21条 世話人会においては、役員の中から互選により議長を選出する.

第22条 監事は、民法59条の職務を行う.

第23条 世話人代表は、会員総会を招集する.

第24条 会員総会は、定例会員総会及び臨時会員総会とする.

- 2. 定例会員総会は毎年1回召集する.
- 3.世話人代表は必要と認めた場合,臨時会員総会を召集することができる.

第25条 総会は次の事項を決議する.

- 1.事業計画の決定
- 2. 事業報告の承認
- 3. 収支予算の決定
- 4. 収支決算の承認
- 5.その他本会の運営に関する主要な事項
- 2.世話人会は次の事項を審議する
 - 1.総会の決議した事項の執行に関する事項
 - 2.総会に付議すべき事項
 - 3.その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第26条 会員総会において、出席者の互選により、その都度議長を選出する.

2.世話人会の議長は世話人代表がこれにあたる.

第27条 会員総会における議決権の行使は登録会員を1票とする.

第28条 会員総会は登録会員の過半数の出席を持って成立する.

- 2. 会員総会の議事は,出席者の過半数でこれを決し,可否同数の時は,議長の決するところによる.
- 3. 委任状の議決権の行使は、これを妨げない、この場合、委任状提出者は出席とみなす、

第4章 会計

第29条 本会の会計は次の各号による.

- 1. 会費
- 2. 寄付金及び補助金
- 3. その他の収入

第30条 本会の会計年度は,4月1日に始まり3月31日に終わる.

第5章 補則

第31条 本会則の変更は,世話人会の提案により会員総会において出席者の3分の2以上の賛成を得て成立する. 第32条 本会則の施行についての細則は別に定める.

附則

1. 本規約は平成 18 年 4 月 1 日より施行する.

星城大学リハビリテーション研究会規約細則

会費

- 1.会員は会費を納入しなければならない.
- 2. 個人会員(第5条に定める者)の会費は生涯会費とし,一律5,000円とする.
- 3. 個人会員(上記以外)の会費は,研究会開催時に参加費として別途徴収する.
- 4. 団体会員の会費は年会費とし, 一口 10,000 円とする.
- 5.その他必要となる経費は,世話人会の議を経てその都度決定する.